

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理事長 殿感染症対策サポート助成事業【備品購入、内装・設備工事コース】
申請に係る誓約書

公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という。)が実施する感染症対策サポート助成事業【備品購入、内装・設備工事コース】を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

なお、誓約した事実と内容が異なった場合、交付決定の取り消しや助成金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

記

1	当該助成事業は「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付するものであることを理解しました。
2	当該助成事業の募集要項の記載内容を熟読し、申請書に虚偽の記載がないことを誓約します。
3	募集要項における「20 申請要件」のすべての要件を満たしています。
4	(過去に公社から助成金の交付を受けている場合)「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等が未提出ではありません。
5	助成事業の実施に当たっては、必要な許認可を取得し、関連法令を遵守します。
6	募集要項に掲載の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」について誓約します。
7	自社と資本関係のある会社、役員等(これに準ずる者を含む)又は社員を兼任している会社、代表者及び代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引にかかる費用が助成対象経費に含まれていません。
8	公社職員等による検査・調査に協力します。
9	購入した備品等については、適正に管理し、管理すべき期間内に売却等の処分をする場合には、公社に事前に申請すること及びその処分により収入があった場合には、収入の全部又は一部を納付することに同意します。(募集要項の「18 助成金交付後の注意事項」(3))
10	募集要項の「19 交付決定の取消し及び助成金の返還」に基づき交付決定の取消し又は助成金の返還請求がなされる場合があることを理解しました。
11	募集要項の「10 助成対象外経費」及び「19 交付決定の取消し及び助成金の返還」に記載されている以下の点について理解しました。 「10 助成対象外経費」【助成対象外経費の具体例】 ・購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの 「19 交付決定の取消し及び助成金の返還」 (2)偽り、隠匿その他不正の手段で助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む)
12	助成事業の実施に当たっては、自社の所属又は関連するガイドライン等に基づいた感染予防対策に取り組めます。

令和 年 月 日

所在地 :

会社名
(屋号) :代表者
(役職) :

(氏名) :

実印